

年少則：「取り扱う業務」と「発散する場所における業務」

環境・健康

年少者労働基準規則（年少則）では、年少者の就業制限の業務の範囲を規定しています（第8条）。有害物に係る就業制限の業務を下記に示しました。この業務として、水銀、砒素等の『有害物を取り扱う業務』と水銀、砒素等の『有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務』が規定されています。

『有害物を取り扱う業務』では、当該有害物質の発散の有無にかかわらず取り扱う業務そのものが就業制限の対象となります。一方、『有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務』では、当該有害物質を直接取り扱っていなくても当該有害物質を発散する場所における業務が対象となり、また当該有害物質が生成し発散する場所における業務も就業制限の対象となります。

年少者労働基準規則 第8条（年少者の就業制限の業務の範囲）：抜粋

法第62条第1項の厚生労働省令で定める危険な業務及び同条第2項の規定により満18歳に満たない者を就かせてはならない業務は、次の各号に掲げるものとする。

- 32 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、シアン化水素、水酸化ナトリウム、水酸化カリウム、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
- 33 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、シアン化水素、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務

kes サポート

課 題	kes サポート
作業環境の管理状況の調査	作業環境測定
作業環境への有害物質の発散抑制	局所排気装置等の定期自主検査 排・換気装置の改善・設置
有害物質等ばく露状況の調査	個人ばく露モニタリング、生物学的モニタリング
衛生診断、リスクアセスメント	作業環境測定、健康診断等に基づく衛生診断、リスクアセスメントの実施と教育
衛生意識の向上	労働衛生教育